

危防第1626号

令和5年8月4日

玄海の避難問題を考える連絡会 御中

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への要請・質問書に対する回答について

令和5年7月14日付けで提出のあった要請・質問書について、別紙のとおり回答します。

## **【1】避難元から避難先のマッチングについて**

全市町ができていると回答しています。しかし、太良町の場合は町人口 8413 人（2022 年 1 月 1 日）に避難者 8000 人を受け入れることになっています。太良町の職員の数も限られている中、無謀な計画と言えます。2014 年の私たちの面談調査では受け入れ人数 7687 人（人口 9800 人）でした。今回のアンケートでは、その時以上に受け入れ率が増加しています。佐賀県は住民が一度に避難はしない想定で進めていますが、最悪の状況を想定すべきが危機管理です。

### **質問① 太良町へ避難となっているすべての住民が避難となった場合、具体的対策はどう考えていますか？**

（回答）

太良町内の指定されている避難所に避難者が入りきれなかった場合は、まずは県内の施設を代替えの避難先として活用することとしています。

また、万が一、県内の避難先施設では受入人数が不足するようなことがあれば、他都道府県と締結している災害時相互応援協定に基づき、避難を受け入れていただくよう調整することとしています。

### **質問② 佐賀市の防災備蓄計画では、想定避難者受入人数は登録人口の 5%と決められています。他の市町においても登録人口の 5%以上の受け入れ避難者人数は実効性があるとは言えません。太良町以外の自治体に対しても、県としてどうリスクを回避しますか？**

（回答）

避難元と避難先との覚書で、物資の確保は避難元と県が協力して確保することとしていますし、避難所運営も原則は避難元で行うこととしています。備蓄不足時は国と調整し広域的に支援をすることになっています。

## **【2】除染の基準の意味について**

避難元から避難する場合の「避難退域時検査」で除染が必要となる基準は、下記のようになっています。

国のマニュアル 除染が必要な基準：体表面汚染で  $120\text{Bq}/\text{cm}^2=40,000\text{cpm}$   
(cpm は 1 分間の放射線カウント数)

これは ・ 1 歳児の甲状腺被ばくで  $300\text{mSv}$  に相当 (安定ヨウ素剤服用基準  $50\text{mSv}$  の 6 倍)  
・ 「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」  $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  の 30 倍

除染の基準の意味を「知らなかった」との回答は 40% (江北町、白石町、吉野ヶ里町、鹿島市、嬉野市、有田町) もありました。

**質問③ 佐賀県は、除染の基準の意味を、避難元・避難先自治体にいつ、どのように説明しましたか？**

(回答)

避難元自治体に対しては、国のマニュアルの共有や防災担当職員向けの研修を通じて理解の促進を図っています。研修については、毎年度開催しています。

避難先自治体については、避難退域時検査の意義等も含めた研修への参加を昨年から呼びかけております。なお、令和5年5月30日に避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付しており、随時質疑の受付も行っています。

**質問④ 住民の安全及び、避難先に汚染を持ち込まないことを考えれば、除染の基準 40,000cpm は放射線管理区域の 30 倍になります。基準が緩すぎないですか？また、県として容認するのですか？**

(回答)

放射線管理区域からの物の持ち出し基準に設定されている 4Bq/cm<sup>2</sup> は、平常時に放射性物質を管理する者に対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外には存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されているものと認識しています。

一方、除染の基準 40,000cpm は、原子力災害時に放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮した上で、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められた実効的な基準となっています。

以上により、放射線管理区域からの物の持ち出し基準と比較して一概に基準が緩いと言えるものではなく、県としても迅速な避難と外部被ばくの防止を実現するため、定められた上記基準に則り、避難退域時検査を運営します。

### **【3】車両の検査・除染について**

(3-1)汚染が酷いタイヤ接地面等の測定はしないことを「知らなかった」が 53%。

**質問⑤ 車両の検査や除染について、避難先自治体へ説明はしていますか？**

(回答)

これまで避難先自治体への詳細な検査方法の説明は行っておりません。なお、令和5年5月30日に避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付しており、質疑の受付も行っています。

**質問⑥ 測定しないのは放射能拡散になりませんか？また、具体的に測定しない理由を示してください。**

(回答)

国のマニュアル作成時の考え方として、タイヤの接地面については、放射性物質が付着しても避難退域時検査場所までの走行中に道路との摩擦により剥離する考えられるため、指定箇所の対象とされておりません。県としても国が定めるマニュアルに則り、検査を行うこととしています。

(3-2)「タイヤの接地面も検査すべき」は33%。

**質問⑦ タイヤの接地面を検査しない理由を示してください。**

(回答)

質問⑥の回答のとおりです。

**質問⑧ 自治体の「タイヤの接地面も検査すべき」という声にどう答えますか？**

(回答)

検査の指定箇所から外されている理由を説明させていただきます。

(3-3)除染はウェットティッシュでのふき取りだけについて「知らなかった」が60%。

**質問⑨ 「知らなかった」と回答した自治体への対応は、するのですか？**

(回答)

令和5年5月30日に避難退域時検査説明資料を避難先自治体の防災部局に送付しており、また随時質疑の受付も行っています。

今後も、研修への参加を強く要請するとともに、毎年資料の提供及び質疑の受付を行い、理解の促進を図ることとしています。

#### **【4】避難する住民の検査等について**

(4-1) 車両が基準値以下の場合、乗車した住民の検査はなしと言うことを「知らなかった」が47%。

(4-2) 車両が基準値を超えた場合は、代表者を1人選び代表者が基準値以下なら、同乗者全員基準値以下とみなす事を「知らなかった」が53%

(4-3) 避難する住民の検査のあり方について「全員検査すべき」が33%

(4-4) 住民の検査では、測定値を記入しない「通過証」が渡されますが、「測定値は必要」と40%でした。

福島原発事故後、子どもたちが甲状腺がんを発症していますが、測定値のない「通過証」では、後に健康影響が出た場合に因果関係を証明することもできません。自治体の回答は住民の側に立った当たり前の回答です。「知らなかった」という回答が約半数もあり、大事な問題が情報共有なされていない事が浮き彫りとなったのです。

放射線は微量でも数年後、数十年後に被ばくにより発症する事があると言われて  
ています。住民は命を守る権利として自分の個人情報を知る権利があります。

**質問⑩ 自治体で答えがあったように、「(住民は) 全員検査すべき」と考えませんか？**

(回答)

避難の迅速性を担保するため、国のマニュアルで示された検査方法(※)に従って、  
検査を行うこととしています。

※基準値以下の車両に乗る住民については住民検査を行わない。基準値を超える車両  
に乗る住民についてはまず行動が同じグループの代表者を検査し、代表者が基準値以  
下であれば同じグループの住民は検査を行わない。代表者が基準値を超えていれば、  
同じグループの住民に対して検査を行う。

**質問⑪ 測定値を記入した「通過証」を、本人に渡すべきと考えませんか？**

(回答)

避難退域時検査は、住民等の放射線物質による表面汚染の程度が除染を実施すべき  
基準を超えるか否かを確認する検査であって被ばく線量を測定するものではなく、基  
準以下であった場合には検査会場を通過したことを示す通行証を交付し、迅速に避難  
していただくことが適切であると考えています。

**【5】避難所となる学校や施設に放射能汚染が持ち込まれる可能性があることについ  
て**

「持ち込むべきでない」と明確な回答は46.5%。「仕方がない」が7% (1.自治体)。  
他の自治体は意見の欄で殆どが、「放射能が持ち込まれない対策が必要」と回答。結果  
90%強の自治体が避難受け入れについて不安を持っている事実が明らかになりました。  
今の検査方法では放射能拡散につながります。企業の利益のために住民を犠牲に  
する事は許されません。

**質問⑫ 県として原発事故から住民の安全を確保するため、放射能汚染が持ち込ま  
れる可能性を自治体が避難所となる学校や施設に伝えるべきだと考えま  
せんか？**

(回答)

避難退域時検査と簡易除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先  
施設に持ち込まれることはないと考えています。検査と除染基準について、定期的  
に避難先自治体に情報提供したり、研修参加を要請するなどして理解の促進を図っ  
ていきます。

**質問⑬ 避難自治体は持ち込まれる放射能が住民に被ばくを強要する可能性を真剣に考えています。県としてどう受け止めましたか？**

(回答)

質問⑫の回答のとおりです。

**質問⑭ 避難先となる施設に放射能汚染が持ち込まれないために、県として何か対策を講じましたか？**

(回答)

質問⑫の回答のとおりです。

**【6】検査と除染の基準の内容について、避難所となる学校や施設に伝えているか**  
「伝えていない」が53%。

避難所となる学校等が知らない事は施設やその利用者に対して無責任です。無回答の中に、佐賀県が発行している「原子力防災のてびき」等で周知を図っているとありますが、そもそも検査と除染の基準の内容など記載されていません。自治体でさえ知らされていない情報が住民に行き届いているのか疑問です。危機管理の常識として、当事者間での情報を共有する事が第一歩です。学校、保護者、施設管理者等へ具体的内容等を伝えるべきです。

**質問⑮ 検査と除染基準の内容について、県は避難先自治体と連携して避難所となる施設へ伝えるよう対策をしていますか。**

(回答)

これまでは検査と除染基準の内容を避難所となる施設に伝えるための対応は取っておりません。

避難先自治体防災職員の研修受講や資料提供、質疑応答を通じて、避難先自治体の検査への理解促進を図ります。

**【7】検査の基準について、避難元自治体や県と話し合いはあるか**

「話し合いはない60%+今後話し合いたい20%」と80%がされていないと回答。原子力避難計画は、命と健康に重大な影響を与える可能性のある放射能から身を守るもの。アンケートで、検査の基準等について自治体間の情報交換ができていない事が明らかになりました。

**質問⑯ 県の責任として、避難元と避難先の協議が進んでいない現状をどう考えますか？**

(回答)

話し合いをする前に、避難先自治体に原子力（防災）について学習していただき、



そのうえで話し合いが必要な場合には、話し合う場を設定します。

**質問⑰ 県として検査の基準等について住民の健康が守られるか、避難元自治体や県との話し合いの場は必要だと考えませんか？**

(回答)

毎年度、避難元と避難先市町、県も参加して広域避難対策協議会が開催されています。この協議会の場で意見をお受けします。

**【8】事前了解の権限が佐賀県と玄海町に限られていることについて**

「現状のままでよい」が74%と、第三者的な回答でした。この結果は、避難先市町は受け入れ先自治体となるに止まらず、風向きによっては避難の当事者になる可能性もあることが周知徹底されていないからです。原発の危険性や稼働するかどうかについて意見さえ言えず、事故が起きれば命と暮らしを奪われるだけの地域です。住民として安心できるはずはありません。福島原発事故により住民は取り返しのつかない犠牲を強いられた事が明らかになった今、避難元、避難先自治体も原発関連自治体と言えます。事前了解権限を九州電力と締結するのは当然だと思います。

**質問⑱ 避難元、避難先自治体も原発問題について事前了解権を持つことについて、県の考えを示してください。**

(回答)

唐津市と九州電力との間では、「唐津市域の安全確保に関する協定」が締結されており、伊万里市と九州電力との間では、「伊万里市民の安全確保に関する協定」が締結されています。

また、玄海町、唐津市及び伊万里市を除く県内市町においては、「佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定」が締結されています。

これらの協定は、福島第一原子力発電所の事故後、それぞれの自治体と九州電力との間で協議が重ねられ、締結されているものと認識しています。

**【9】指針では、UPZ外でもモニタリング等により避難や一時移転となった場合の防護措置を講じることとされているが、講じているか？**

「講じていない」が80%。「講じている」と回答の自治体も「国や県との調整に基づき決定していく」と回答しているので、自治体独自の措置を講じていない事となり「講じていない自治体」は93%となります。

アンケート結果から見えることは、避難受け入れ自治体はUPZ同様の事態になることを想定していません。意見欄には「国や県との調整に基づき決定していく」と自治体は佐賀県の方針に委ねています。福島原発事故の教訓を無視した原子力避難計画では、住民の混乱が必至であると言えます。

原発は「やむを得ず」と言って山口県知事は再稼働を承認しました。政府は「100%安全はない原発」だとして、住民に犠牲を押しつける避難計画です。「30km外の防護措置」について、住民への告知は「原子力防災のてびき」（2022年12月改訂版）の7ページ下段3行に「30km以遠の地域にお住まいの方・状況に応じて屋内退避・基準値以上の空間放射線量率が測定されれば避難（一時移転）」というだけです。たったこれだけでの広報ですまされるものではありません。県民にとって重大かつ理解しにくい問題であるからこそ積極的に誠意ある方法で知らせるべきです。

**質問⑱ UPZ 外における防護措置について、当該自治体への説明や協議をしたことはありますか？あればどのような議論をしたのですか？具体的に示してください。**

（回答）

UPZ外の自治体と防護措置について具体的な議論までは行っておりません。原子力防災のてびきに記載するだけでなく、今後は、UPZ外の自治体であってもOIL2に該当した場合は防護措置をとる必要があることを自治体に周知していきたいと考えています。

**質問⑳ 防護措置で、安定ヨウ素剤の備蓄や配布、服用などについて、UPZ外の自治体がどこまで準備ができているのか把握していますか？**

（回答）

佐賀県のUPZ外の自治体では安定ヨウ素剤の備蓄等を行っていないことを把握しています。

**質問㉑ 福島原発事故では、30km外の地域にまで放射能汚染が広がって住民避難を余儀なくされました。原発立地県として、この犠牲をどのように教訓としてきたのか、具体的に示してください。**

（回答）

現在の県・市町の地域防災計画や避難計画は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものと認識しています。

#### <総合>

**質問㉒ 玄海地域の緊急時対応の防護措置のアンケートについて、「知らなかった」という回答が多く自治体からありました。佐賀県として、どうしてこのような結果になったと考えますか？**

（回答）

これまで避難退域時検査や除染について、避難先自治体へ説明はしていますが、まだ十分な理解には至っていないことが要因と考えられます。今後は、避難先自治体防



災職員の研修受講や資料提供、質疑応答、訓練参加の呼びかけ等を通じて、避難先自治体の検査への理解促進を図ります。

**質問⑳ このアンケート結果を見て、現在の原子力避難計画で住民のいのちと健康を守れると考えていますか？**

(回答)

避難計画の考え方については、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえた、国の原子力災害対策指針に基づくものとなっています。しかし、一部の方には認識されていないなど、理解不足は否めないことから、今後は避難先市町の原子力災害に対する理解促進を図り、研修や訓練、関係機関と連携強化などを通じて避難計画の実効性を高めていきます。

**口頭質問① UPZ 外の市町に対して、緊急時に備えた防護措置の準備をしておくように通知しているか。また、UPZ 外の市町が行う防護措置について県からの予算措置はあるのか。**

(回答)

これまで、UPZ 外の市町に対して、具体的に防護措置の準備をするように通知したことはありません。仮にUPZ 外の市町が一時移転や安定ヨウ素剤の服用などの防護措置を講じる必要が生じた場合は、防護措置に必要な資機材等は県が準備します。

**口頭質問② 避難退域時検査を経由せずに直接避難した住民（通過証をもっていない住民）への対応について県はどう考えているのか。（避難退域時検査を受けようと言うのか、また避難先の学校の校長や公民館の館長などが受入可否を判断するのか。）**

(回答)

避難退域時検査を受けずに避難された方につきましては、本人及び周囲の方々の安全のためにも、最も近い検査場所に行って検査を受けていただくことになると考えております。

**口頭質問③ 障害者施設や病院の避難で、避難に際し避難退域時検査は行うのか。**

(回答)

障害者施設から避難する場合は、各障害者施設が策定する避難ルート上、またはルート近傍に設置されている避難退域時検査場所において検査を実施した後、各避難施設等へ避難してもらうこととなります。

病院から避難する場合は、県内3か所に設置する「医療救護避難所」に一度避難していただき、そこで汚染の測定を行い、順次避難先の医療機関に避難していただきます。

**要請① アンケートで原子力避難計画の当事者間で情報が共有できていないと明らかになりました。避難当事者の住民はそれ以上に“知らされていない”こととなります。佐賀県の広報はHPや冊子配布などで全住民には届けていると言いますが、自然災害と違う特異性から、原子力災害について住民への丁寧な説明の場が必須となります。県民全員を対象にし、町内会単位等での少人数の原子力避難計画の説明会を実施すること**

(回答)

避難元市町では、地区の要望に応じて出前講座を開催して、避難計画の周知が図られています。避難先市町については、住民への避難計画の周知方法について、市町の防災担当課と協議していきます。

**要請② 現在の除染基準と検査方法は、被ばくから国民を守る放射線防護の考え方から大きく逸脱するものです。私たちは、原発のために少しの被ばくもしたくありません。「原子力避難防護措置」が住民のいのちと暮らしを守る砦になるように求めます。**

(回答)

避難退域時検査の基準及び検査方法は、迅速な避難の実現と不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために定められたものとなっています。

避難が必要となる住民が迅速に避難できるよう、また基準以上の放射性物質を避難先に持ち込むことがないように、研修や訓練を通じて技術の研鑽に努めたいと思います。

**要請③ 知事は、アンケートで明らかになった避難先自治体の不安の声を重く受け止め、丁寧に聞き取り調査を行い、問題点をあぶりだし、避難元と避難先の協議を佐賀県として進めること。**

(回答)

毎年度、避難元と避難先市町が参加する広域避難対策協議会の中で、ご指摘いただいた避難先自治体からの不安の声について、議論を重ねていきたいと考えています。

**要請④ 上記③と同時進行で全自治体と住民へ、除染基準数値や避難退域時検査方法等を周知徹底し、避難計画の問題点を洗い出し公表すること。**

(回答)

避難退域時検査方法等については、避難先自治体へも周知に努めます。また、県内自治体や住民から頂いた意見をもとに、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直していき、県内の自治体と住民へ周知していきます。

**要請⑤ 命と暮らしを守るために玄海原発の稼働停止を求めます。**

(回答)

原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導

入を進める取組を進めていくべきと考えています。

しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給等に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあると考えています。

玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく厳格な審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。